

令和2年5月7日(木) 更新

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の延長に伴う対応について

当協会は、5月4日(月)に緊急事態宣言が5月31日(日)まで延長されたことを受けまして、解除されるまでの間、引き続き原則テレワークとさせていただきます。(政府の指針や今後の状況を鑑み、予定が変更となる場合がございます。)

ご連絡につきましては、平日の9:00~17:00の間に当協会代表電話または各担当者宛てにメールにてお問い合わせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

ご不便、ご面倒をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

電話番号 03-5835-3071

(転送等にて対応しております)

一般財団法人日本交通安全教育普及協会